

学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことで、児童が感染症にかかった場合、本人の休養と他への感染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の処置をとることになっています。お子さんが感染症と医師より診断された場合は、すみやかに学校へ連絡してください。なお、完全に治り、医師から登校許可がでるまでは、自宅で安静にしてください。登校の際には、保護者が「登校届」を記入し、提出をお願いします。

手続き方法 学校感染症（出席停止になる病気）と診断されたら・・・

① 診断 され たら	<p>○ 医療機関で診断されたら、学校へすみやかに連絡する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>〈学校への連絡内容〉*印は、保護者が医師に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病名（インフルエンザの場合は、インフルエンザ A 型か B 型か） ・診断された病院名、初診日 ・発症した日 ・症状（発熱、発疹、嘔吐、咳、腹痛など） <p>* 治癒までのおおよその期間</p> <p>* 登校開始の目安（解熱後 2 日過ぎるまで、咳が治るまで、発疹がかさぶたになるまで・・・等）</p> </div> <p>○ 医師の指導を守り、学校を休み、治療、療養する。</p>
② 治 癒 後	<p>○ 医師より登校の許可が出たら、保護者が「登校届」に必要な事項を記入する。</p> <p>○ 児童が登校する日に、「登校届」を必ず担任に提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>配布した「登校届」は、ご家庭で PC を使って使ってください。学校からダウンロードもできます。</p> </div>

主な感染症における登校基準

学校保健安全法施行規則より

感染症名	登校基準（目安です。個人差もあるため、必ず医師の指示に従ってください。）
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫れが発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹（3 日はしか）	発疹がすべて消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療開始後 24 時間を経て、解熱し、全身状態が良好になるまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよい者
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者
手足口病	全身状態が安定した者
ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者
伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態のよい者

【新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の扱いについて】

児童生徒の感染が判明した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、治癒するまでの間、出席停止になります。

【新型コロナウイルス感染症に関するお願い】

- ・発熱やせきなどの体調のよくないときには、無理して登校せずに医療機関を受診してください。
- ・PCR 検査を受けることになったときには、すぐに学校までご連絡ください。
また、検査結果についても、すぐにお知らせください。

※児童が登校を開始しても、状況によっては学校長の判断で、出席停止の延長を行うこともあります。

登校届

足利市立筑波小学校長 様

インフルエンザの場合、○型と
ご記入ください。
(例) インフルエンザ A型

年 組 番 児童氏名

病 名	
診断を受けた病院	
出席停止期間 (休んだ日)	令和 年 月 日 ~ 月 日

医師の許可が出ましたので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)

登校届

足利市立筑波小学校長 様

インフルエンザの場合、○型と
ご記入ください。
(例) インフルエンザ A型

年 組 番 児童氏名

病 名	
診断を受けた病院	
出席停止期間 (休んだ日)	令和 年 月 日 ~ 月 日

医師の許可が出ましたので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)